

## 新型コロナに係る診療報酬上の臨時的な取り扱い（乳幼児加算関係）

厚生労働省保険局医療課は12月15日、小児外来診療等における診療報酬上での臨時的な取り扱いに関する通知を発出しました。同日付から算定が可能です。具体的には下記の通り。

◎6歳未満の乳幼児の小児の外来診療等で、特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、  
 歯科点数表「A000 初診料」または「A002 再診料」を算定する際、現行要件を満たせば算定できる  
**乳幼児加算（初診：40点、再診：10点）に加えて**



- ・「A000 初診料」注5に規定する「乳幼児加算」に相当する点数40点
- ・「A002 再診料」注3に規定する「乳幼児加算」に相当する点数10点
- ・「A002 再診料」注8に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算2」に相当する点数5点

臨時取り扱い部分

計55点の加算の  
算定が認められる

注1) 診療等に当たっては、患者または家族等に、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること

注2) 令和2年度中（令和3年2月診療分）までの措置。令和3年度（令和3年3月診療分以降）の取扱いは、令和3年度予算編成過程において検討

※詳細は、日歯 HP→新型コロナウイルス感染症について→診療報酬・電話等診療→診療報酬をご参照ください。

## 〈第二次補正予算〉新型コロナ緊急包括支援交付金（介護分）について

日本歯科医師会は12月14日、都道府県歯科医師会宛てに標記の周知を図りました。居宅療養管理指導事業所の見なし指定を受けている歯科医療機関では、令和2年1月15日以降に介護保険の請求実績（または予定）がある場合に、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに納品された物品の購入等に関わる費用が補助されます。

◎感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

- ・対象経費例：衛生用品等の感染症対策に要する物品購入、ICT機器の購入またはリース費用（通信費用を除く）など
- ・支援額：33,000円

◎在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

- ・対象経費例：長机、飛沫防止パネル、換気設備、ICT機器の購入またはリース費用（通信費用を除く）、感染防止のための内装改修費など
- ・支援額：200,000円

申請の際には、期限等含めて各都道府県のHP等でご確認ください。

※詳細は、日歯HP→新型コロナウイルス感染症について→補助制度・給付金→その他をご参照ください。

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
 常務理事 小山茂幸

本ニュースレターに関する問い合わせは、  
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください